

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 (問合せ先)	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	衆議院議員総選挙 選挙公報配布業務	垂水区総務部地域協働課 (TEL:708-5151)	R8.2.2	垂水区連合婦人会 神戸市垂水区日向1丁目 5番1号	4,240,777	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、選挙によっては、配布期間が非常に短期間とせざるを得ない場合がある。そのような状況の中で、迅速かつ確実に配布するには、日ごろから地域で活動しており、地域の情報に精通し、区域を正確に把握している地域団体である垂水区連合婦人会が望ましい。また、垂水区連合婦人会は、毎月発行の市広報紙の配布や、選挙公報配布業務を継続的かつ的確に遂行してきた実績を有している。一方、選挙に関する啓発も選挙管理委員会としての業務の一つであり、選挙公報配布という市民と接する貴重な機会をとらえ、この際に選挙の周知や棄権防止、投票の呼びかけなど、広域的に選挙啓発を推進することができるのは、平素より垂水区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う垂水区連合婦人会が適切である。以上の理由により、垂水区連合婦人会に当該業務を委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)